

○熱海国際観光温泉文化都市建設計画東海岸町医療福祉集積地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

平成19年3月22日

条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画等の区域内における建築物に関する制限について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の定めるところによる。

(適用区域)

第3条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示された熱海国際観光温泉文化都市建設計画東海岸町医療福祉集積地区計画（以下「地区計画」という。）の区域内に適用する。

(建築物の用途の制限)

第4条 地区計画の区域内においては、次に掲げる建築物以外の建築物を建築してはならない。

- (1) 法別表第2（い）の項第6号及び第8号に掲げる建築物
- (2) 法別表第2（は）の項第3号及び第4号に掲げる建築物
- (3) 前2号の建築物に附属するもの

(建築物の高さ制限)

第5条 地区計画の区域内においては、建築物の高さは、31メートルを超えてはならない。

(建築物の壁面の位置の制限)

第6条 地区計画の区域内においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、次に掲げる距離以上離さなければならない。

- (1) 国道135号の道路の中心線から11メートル
- (2) 熱海海岸自動車道の境界線から5メートル

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成19年規則第12号で平成19年4月16日から施行)